第

812

뮥



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1997年) 平成9年 4月23日 水曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

⇔大工の所得

Q:私は大工です。私たちの場合、手間賃で働いたり、時には請負で働いたりしていますが、所得はすべて事業所得として計算するのでしょうか。

- (1)職人として一定の親方に所属している者の 労務の報酬は、原則として給与所得
- (2)店舗・作業所を有して常時一般顧客のもとめに応じている人の受ける報酬は、雇用契約によるものであることの明らかな個々の報酬を除き、原則として事業所得
- (3)いわゆる一人親方の受ける報酬については (2)に該当する人を除き、その年収が450万 円以下であるときは、原則として、その年 収額に次の割合を乗じて得た金額は給与所 得の収入金額とし、残りの金額は事業所得 の収入金額

130万円以下…80%

160万円以下…70%

190万円以下…60%

230万円以下…50%

260万円以下…40%

300万円以下…30%

370万円以下…20%

450万円以下…10%





